

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(事務局に置く課等)</p> <p>第1条 事務局に、次に掲げる課又は室（以下「課等」という。）を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 総務課(2) 人事課(3) 研究支援課(4) 会計課(5) 施設課(6) 学生支援課(7) 図書館情報課(8) 入試課(9) 経営企画課(10) 医療支援課(11) <u>国際企画室</u>（新設）	<p>(事務局に置く課)</p> <p>第1条 事務局に、次に掲げる課を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 総務課(2) 人事課(3) 研究支援課(4) 会計課(5) 施設課(6) 学生支援課(7) 図書館情報課(8) 入試課(9) 経営企画課(10) 医療支援課

第2条～第3条（略）

（研究支援課）

第4条 研究支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 研究支援に係る企画及び立案に関すること。
- (3) 学術奨励及び研究助成に関すること。
- (4) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 生涯教育に関すること。
- (7) 産学連携及び地域連携に関すること。
- (8) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (9) その他研究支援に関すること。

第5条～第11条（略）

（国際企画室）（新設）

第12条 国際企画室においては、次の事務をつかさどる。（新設）

- (1) 国際交流推進センターの事務に関すること。（新設）
- (2) 国際交流センターの事務に関すること。（新設）
- (3) 海外機関との連絡調整・文書の取り交わしに関すること。（新設）
- (4) その他国際連携・国際交流に関すること。（新設）

（係）

第13条 課等にその所掌事務を分掌させるため、係を置くことができる。

2 前項の事務分掌については、別に定める。

第14条・第15条（略）

（課長等）

第16条 第1条に掲げる各課等に課長又は室長（以下「課長等」とい

第2条～第3条（略）

（研究支援課）

第4条 研究支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 研究支援に係る企画及び立案に関すること。
- (3) 学術奨励及び研究助成に関すること。
- (4) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 生涯教育に関すること。
- (7) 産学連携及び国際・地域連携に関すること。
- (8) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (9) その他研究支援に関すること。

第5条～第11条（略）

（係）

第12条 課にその所掌事務を分掌させるため、係を置くことができる。

2 前項の事務分掌については、別に定める。

第13条・第14条（略）

（課長）

第15条 第1条に掲げる各課に課長を置く。

う。)を置く。

2 課長等は、上司の命を受け課等の事務を掌理する。

(課長補佐等)

第17条 課等に課長補佐又は室長補佐(以下「課長補佐等」という。)を置くことができる。

2 課長補佐等は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 課長補佐等は、課長等を補佐し、課等の事務を処理する。

(技術専門員)

第18条 課等に技術専門員を置くことができる。

2 技術専門員は、課長等を補佐し専門的知識等を必要とする特定又は一定範囲の事務を処理する。

(専門職員等)

第19条 課等に専門職員若しくは技術専門職員又はその両方を置くことができる。

2 専門職員は、事務職員をもって充てる。

3 技術専門職員は、技術職員をもって充てる。

4 専門職員及び技術専門職員は、上司の命を受け専門的知識等を必要とする特定若しくは一定範囲の事務又は業務を直接処理する。

第20条・第21条(略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【改正理由】

事務局組織の見直しにより、所要の改正を行うものである。

2 課長は、上司の命を受け課の事務を掌理する。

(課長補佐)

第16条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を処理する。

(技術専門員)

第17条 課に技術専門員を置くことができる。

2 技術専門員は、課長を補佐し専門的知識等を必要とする特定又は一定範囲の事務を処理する。

(専門職員等)

第18条 課に専門職員若しくは技術専門職員又はその両方を置くことができる。

2 専門職員は、事務職員をもって充てる。

3 技術専門職員は、技術職員をもって充てる。

4 専門職員及び技術専門職員は、上司の命を受け専門的知識等を必要とする特定若しくは一定範囲の事務又は業務を直接処理する。

第19条・第20条(略)